

生産情報公表豚肉のJAS規格のQ&A

平成20年12月

農林水産省消費・安全局表示・規格課

生産情報公表豚肉の J A S 規格の Q & A

I 生産情報公表豚肉の J A S 規格の改正関係

(問 1) 今回(平成 20 年 1 1 月)の生産情報公表豚肉の J A S 規格の改正の経緯。

(問 2) 平成 20 年 1 1 月の生産情報公表豚肉の J A S 規格改正の主な改正点は何ですか。

(問 3) 生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準等が改正されたと聞きましたが、主な改正点は何ですか。

(問 4) 今回の規格改正以前より生産情報公表豚肉の認定を受け J A S 格付を行っている、認定生産行程管理者及び認定小分け業者が、今回の規格改正により生産情報の管理、記録及び公表の方法等を変更する必要があるのでしょうか。

(問 5) 今回の改正では、豚群の管理の制限(管理頭数及び出生年月日の幅)が見直されましたが、具体的にどのような豚群管理を行うことができるのですか。

(問 6) 今回の改正により、公表の様式(「別記様式」、「別記様式 1」及び「別記様式 2」)の規定がなくなりましたが、今後、どのように公表したらよいのですか。

(問 7) 管理者(豚の所有者その他豚を管理する者)の公表内容の見直しが行われましたが、管理者は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

II 生産情報公表豚肉の J A S 規格(総論)

(問 8) 生産情報公表 J A S 規格とトレーサビリティとの関係はどのようなものですか。

(問 9) 生産情報公表 J A S 制度の目的は何ですか。

(問 10) 海外で生産され輸入された豚肉も生産情報公表豚肉の対象とすることができるのですか。

(問 11) 違反が確認された場合、どのような措置がなされるのですか。

III 生産情報公表豚肉の J A S 規格

(1) (第 2 条関係・生産情報)

(問 12) 生産情報公表豚肉の J A S 規格では、どのような内容の情報を公表するのですか。また、生産情報公表豚肉の J A S 規格で定められている生産情報と生

産情報公表牛肉の J A S 規格で定められている生産情報との違いはあるのですか。

(問 1 3) 生産情報公表豚肉の J A S 規格の生産情報に、雌雄の別及び豚の種別がないのはどうしてですか。

(問 1 4) 生産情報の対象となる飼料とは何ですか。

(問 1 5) 生産情報の対象となる動物用医薬品とは何ですか。

(問 1 6) 動物用医薬品の薬効別分類は何に基づいて定められているのですか。

(問 1 7) 生産情報公表豚肉の J A S 規格の対象となる農林物資は何ですか。例えば「内臓」等は対象となるのですか。

(問 1 8) 個体識別番号とは何ですか。

(問 1 9) 豚群識別番号とは何ですか。

(問 2 0) 豚群識別番号を定めた理由は何ですか。

(2) (第 3 条関係・記録、保管及び公表)

(問 2 1) 生産情報は誰が記録・保管・公表するのですか。

(問 2 2) 生産情報の記録方法は決められているのですか。

(問 2 3) 生産情報の記録の保管方法は決められているのですか。

(問 2 4) 生産情報の公表方法は決められているのですか。

(問 2 5) 生産情報公表豚肉の出生の年月日の公表はどのようになるのですか。

(問 2 6) 生産情報として公表しなくてもよい情報を公表してもよいのですか。またその内容について問われた場合、答える必要はあるのですか。

(問 2 7) 飼料の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(問 2 8) 食品残さを給餌した場合、どのように公表すればよいのですか。

(問 2 9) 自家配合飼料は、どのように公表すればよいのですか。

(問 3 0) 動物用医薬品の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(問 3 1) 動物用医薬品の薬効別分類は、どのように記録、公表するのですか。

(問 3 2) 購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品は記録、公表する必要があるのですか。

(問 3 3) 生産情報公表 J A S マークが付されていない豚肉も、給餌情報や使用した動物用医薬品の情報を公表することはできるのですか。

(問 3 4) 生産情報の公表を荷口ごとに公表するとはどういうことですか。

(3) (第 4 条関係・表示)

(問 3 5) 生産情報公表豚肉に表示すべき事項は何ですか。

IV 生産行程管理者

(1) 生産行程管理者とは

(問 3 6) どのようなものが認定生産行程管理者になれるのですか。

(問 3 7) 認定生産行程管理者はどのような業務を行うのですか。

(問 3 8) 生産行程管理者の中で、豚肉の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）とは、具体的にどのようなものですか。

(問 3 9) 生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託（外注）することはできるのですか。

(問 4 0) 認定された生産行程管理者について有効期間はありますか。

(問 4 1) 生産行程管理者が認定を受ける場合、農場にいる全ての豚が J A S 規格の基準に適合しなければ認定されないのですか。

(2) 生産行程管理者の技術的認定基準

(問 4 2) 生産段階における識別管理の方法はどのようなものがあるのですか。

(問 4 3) 問 4 2 の(2)の②で示されている「出生から出荷時までの生産管理がマニュアル化され、それぞれの豚を識別する管理方法」とは、具体的にどのような管理方法をいうのですか。

(問 4 4) 問 4 3 の(1)で示されている個体識別管理とはどのような管理方法をいうのですか。

(問 4 5) 問 4 3 の(2)で示されているリター管理とはどのような管理方法をいうの

ですか。

(問 4 6) 問 4 3 の(3)で示されている豚房管理とはどのような管理方法をいうのですか。

(問 4 7) 牛の場合、耳標により個体管理を行っていますが、豚の場合はどのような方法で個体管理を行えばよいのですか。

(問 4 8) 出荷時まで豚群を形成し、豚群識別番号を付す場合、「識別管理」を行わなければなりません。途中で「識別管理」の方法を変えることは可能ですか。

(問 4 9) 生産行程管理者が外注管理を行っている場合、外注先の子豚繁殖農家等が生産情報を記録する様式は定められているのですか。

(問 5 0) 生産行程管理者の構成員以外の者に生産行程の管理又は把握を委託（外注）している場合、生産行程の管理又は把握を委託（外注）された子豚繁殖農家等はその生産情報の記録を保管しなければならないのですか。また、生産行程管理者も保管する必要があるのですか。

(問 5 1) 生産情報の記録の保管の起算はいつからですか。

(問 5 2) 生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者の構成員以外の者（子豚繁殖農家等）に委託（外注）している場合、子豚繁殖農家の生産情報はどのように生産行程管理者に伝達するのですか。

(問 5 3) 生産行程管理者はどのような担当者をおくのですか。

(問 5 4) 生産情報の公表は委託してもよいのですか。

(問 5 5) 生産情報はいつからいつまで公表するのですか。

(問 5 6) 生産情報公表豚肉の格付、J A S マークの貼付は誰が行うのですか。

V 小分け業者

(1) 小分け業者とは

(問 5 7) どのようなものが認定小分け業者になれるのですか。

(問 5 8) 認定小分け業者はどのような業務を行うのですか。

(問 5 9) 生産情報公表豚肉の認定小分け業者は、生産情報公表牛肉の小分け業務もできるのですか。

(問 6 0) 小分け業者の認定は、店舗ごとに受ける必要がありますか。

(問 6 1) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合、認定小分け業者になることが必要ですか。

(問 6 2) 生産情報公表豚肉の J A S マークが付された豚肉を部分肉にする等の加工は行わず製品を卸すだけの流通業者又は J A S マークが付してあるパックされた生産情報公表豚肉を仕入れて店頭販売する小売販売業者は、小分け業者の認定が必要なのですか。

(問 6 3) 認定生産行程管理者である食肉加工場が自らスライスしたパック肉に J A S マークを貼付して販売する場合、認定小分け業者の認定も取る必要があるのですか。

(問 6 4) 一つの登録認定機関から認定を受けた小分け業者が、別の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者から仕入れた生産情報公表豚肉を取り扱う場合、その登録認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(2) 小分け業者の技術的認定基準

(問 6 5) 小分け業者はどのような担当者をおくのですか。

(問 6 6) 小分け業者は生産情報を公表しなければならないのですか。

VI その他

(問 6 7) J A S マークの除去を所有者が行うのは、どのような場合ですか。

(問 6 8) 外食店において、生産情報公表豚肉の J A S 規格に合格した豚肉 (J A S マークが貼付された豚肉) を使用している旨を、表示することは可能ですか。

生産情報公表豚肉の J A S 規格の Q & A

この Q & A では、「登録認定機関」には登録外国認定機関、「生産行程管理者」には外国生産行程管理者、「小分け業者」には外国小分け業者も含まれます。

I 生産情報公表豚肉の J A S 規格の改正関係

(問 1) 今回 (平成 20 年 1 1 月) の生産情報公表豚肉の J A S 規格の改正の経緯。

(答)

J A S 規格では、社会のニーズの変化に対応させ、また、必要性の乏しくなった規格を整理するため既存の J A S 規格については 5 年以内に見直しを行うこととし、また、その際には、生産、取引、使用又は消費の現況や将来の見通しに加え、国際的な規格 (コーデックス規格) の動向を考慮することとしています。

生産情報公表豚肉の J A S 規格については、平成 16 年 6 月に制定されていることから、平成 19 年 2 月 28 日の農林物資規格調査会総会において見直しの検討を決定し、平成 20 年 3 月 5 日の農林物資規格調査会部会の審議を経て、平成 20 年 8 月 26 日の農林物資規格調査会総会で規格改正案が議決され、平成 20 年 1 1 月 11 日に告示されました。

(問 2) 平成 20 年 1 1 月の生産情報公表豚肉の J A S 規格改正の主な改正点は何ですか。

(答)

平成 20 年 1 1 月の改正の主な内容は以下の通りです。

- (1) 生産情報公表養殖魚の J A S 規格等との整合性を図る必要があることから、管理者の公表方法 (第 2 条関係) 及び名称の表示位置 (第 4 条関係) を見直すこととしました。
- (2) 薬効別分類に定められていない動物用医薬品が新たに指定されたことから、該当する動物用医薬品の薬効別分類を追加し、また、このような薬効別分類が定められていない動物用医薬品に新たに薬効別分類を追加するまでの未設定の期間の対応として、「(1) から (21) までに掲げる薬剤以外のその他の薬剤」に分類することとしました (第 2 条関係)。
- (3) 豚の生産情報は、認定生産行程管理者の生産条件によって決まり、豚群の大きさにほとんど左右されないことから、豚群識別番号の定義に定める 30 頭以内とする頭数の制限を見直し、認定生産行程管理者が生産実態に応じて定められるように 30 頭の制限をなくしました。(第 2 条関係)。
- (4) 同一の認定生産行程管理者が生産した豚であれば生産情報の同一性が担保されることから、個体管理又は豚群管理した豚の荷口化の制限を見直し、いずれの豚 (豚群を含む。) から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者の荷口ごとに事実即して公表できることとし、荷口化数を 30 頭以内とする頭数制限をなくし、また、豚群で管理された豚肉についても荷口化を認めることとしました。

(問3) 生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準等が改正されたと聞きましたが、主な改正点は何ですか。

(答)

生産情報公表豚肉のJAS規格の見直しが行われたことに伴い、生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準等についても、以下の通り所要の見直しを行ないました。

(1) 生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準

生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準等との整合性を図る必要があることから生産行程管理担当者及び格付担当者の資格要件を見直し、また、生産情報の公表に創意工夫ができるようにするために、公表様式の「別記様式」の規定をなくしました。

(2) 生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準

生産情報の公表に創意工夫ができるようにするために、公表様式の「別記様式1」及び「別記様式2」の規定をなくしました。

(3) 生産情報公表豚肉のJAS規格のQ&A

生産情報公表豚肉のJAS規格のQ&A(平成17年4月版)問19では、豚群管理する場合の出生の年月日の幅を3週間以内と規定していますが、今回の規格見直しにより豚群識別番号の定義が見直されたことから、豚群の出生年月日の幅についても生産行程管理者が生産実態に応じて定めることができるように、豚群の出生年月日の幅(3週間以内)の規定をなくしました。

(問4) 今回の規格改正以前より生産情報公表豚肉の認定を受けJAS格付を行っている、認定生産行程管理者及び認定小分け業者が、今回の規格改正により生産情報の管理、記録及び公表の方法等を変更する必要があるのでしょうか。

(答)

規格改正以前より生産情報公表豚肉の認定を受けている認定生産行程管理者及び認定小分け業者が、今回の規格改正によりその生産情報の管理、記録及び公表の方法等を変更する必要はありません。

(問5) 今回の改正では、豚群の管理の制限(管理頭数及び出生年月日の幅)が見直されましたが、具体的にどのような豚群管理を行うことができるのですか。

(答)

牛については、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)により個体管理が徹底していますが、豚については牛より飼育期間が短く、出生から肥育まで一貫で経営する生産者が多いなど、豚の生態や生産方法などから群による豚群管理が主流であり、また、豚の生産情報については、生産行程管理者の生産条件(飼養・衛生管理プログラム等)によって決まり、豚群の大きさにはほとんど左右されないなどの実態を考慮し、今回のJAS規格の見直しにおいて、豚群識別番号の定義に定める30頭以内とする頭数の制限をなくしました。

また、Q&Aで規定していた豚群管理する場合の出生の年月日の幅(3週間以内)についても日数を定めないこととしました。

これらの見直しにより認定生産行程管理者は、自らの生産実態に応じて豚群を定めることができるようになります。

具体的には、

- ① 改正前の豚群（30頭以内）で引き続き豚群管理を行うことができます。
- ② 改正前の豚群（30頭以内）で豚群管理を行い、その豚群の中に出生年月日の幅が3週間以上の豚を含めて豚群管理を行うことが可能となります。
- ③ いままで35頭飼養できる豚房に規格にあわせるため30頭で飼養していた場合、改正後は35頭の豚群で管理を行うことが可能となります。
- ④ 豚を個体管理している場合、出荷時の頭数に合わせ30頭以上の豚群を形成することが可能となります。

なお、豚群の頭数制限がなくなったことにより数百等規模の豚群を形成することが可能と考えられますが、最終の豚群の頭数は、とさつ日の情報を公表することから、1日にとさつ（出荷）される頭数以下となります。

（問6）今回の見直しにより、公表の様式（「別記様式」、「別記様式1」及び「別記様式2」）の規定がなくなりましたが、今後、どのような様式で公表したらよいのですか。

（答）

今回の見直しでは、公表される生産情報がより消費者にわかりやすく提供できるように、生産行程管理者及び小分け業者自らが公表の様式を創意工夫できるようにするため、公表の様式（「別記様式」、「別記様式1」及び「別記様式2」）の規定をなくしました。

改正後は、以下のことに留意し公表する必要があります。

- ① 改正後も、改正前に使用していた「別記様式」、「別記様式1」及び「別記様式2」を引き続き使用し公表しても問題はありません。なお、独自に様式を作成する際には、生産情報とそれ以外の情報とに分けて公表する必要があります。
 なお、生産情報に補足説明をつける場合、生産情報と分けることにより消費者にその説明がわかりにくくなる場合などは、生産情報と分けなくてもよいこととします。
- ② 小分け業者が、複数の生産情報を荷口化し公表を行う場合、改正前の様式を使用し複数の生産情報をひとつの様式に取りまとめて公表することも可能です。また、独自に様式を作成したり生産行程管理者が公表している様式をそのまま使用して公表することも可能です。ただし、消費者に負担をかけずにわかりやすく生産情報が入手できるように配慮して公表する必要があります。

（問7）管理者（豚の所有者その他豚を管理する者）の公表内容の見直しが行われましたが、管理者は、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。

（答）

管理者は、管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先の情報を公表する必要がありますが、管理者の連絡先などの個人情報（プライバシー）の公表については十分留意する必要がありますことから、今回の見直しにおいて、認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先を公表することにより、管理者は、管理者の氏名又は名称及び住所を公表すればよいこととし、管理者の連絡先を省略することができ、また、住所についても大字までの公表でもかまわないこととしました。

（公表例）

- 認定生産行程管理者の名称 : ○○豚生産者グループ
- 認定生産行程管理者の住所 : ○○県○○市○○町99番地9
- 認定生産行程管理者の連絡先 : TEL 000-000-0000
- 管理者の氏名及び住所 : 山○ ○男（○○県○○市○○町大字○○）

II 生産情報公表豚肉の J A S 規格（総論）

（問 8）生産情報公表 J A S 規格とトレーサビリティとの関係はどのようなものですか。

（答）

食品のトレーサビリティとは、生産、処理・加工、流通・販売等の各段階で、食品の仕入先、販売先、生産・製造方法などの記録をとり、保管し、食品とその情報を追跡し、遡及できることをいいます。

生産情報公表 J A S 規格は、こうしたトレーサビリティによる「食卓から農場まで」顔の見える仕組みの一環として、そのうちの生産部分に係る情報（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号。以下「J A S 法」という。）では「生産の方法についての基準」に規定する事項）を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定する仕組みです。

（問 9）生産情報公表 J A S 制度の目的は何ですか。

（答）

生産情報公表 J A S 制度は、消費者が生産履歴の明らかな食品を安心して購入できるように、食品の生産情報が正確に記録・保管・公表されているかどうかを農林水産大臣に登録された第三者機関（登録認定機関）が生産者等を認定し、その生産者等自らが J A S 規格に適合しているか検査を行い、検査に合格したものに J A S マークを貼付して販売することができるようにした制度です。

本制度により、J A S マークによって生産履歴が明らかな食品であることを消費者が容易に識別できるようになり、また、生産者等も、J A S マークによって、そのような食品であることを消費者に付加価値としてアピールできるというメリットが期待されます。

（問 1 0）海外で生産され輸入された豚肉も生産情報公表豚肉の対象とすることができますか。

（答）

J A S 制度では、内外無差別を原則としていますので、外国から輸入された豚肉も国内で生産された豚肉と同様に生産情報公表豚肉の J A S 規格の対象となります。

生産情報公表豚肉の J A S 規格では、外国から輸入された豚肉についても国内で生産された豚肉と同様の生産情報の記録・保管・公表を求めており、個体識別番号又は豚群識別番号により生産情報が記録・保管・公表されているなど生産情報公表豚肉の J A S 規格に適合していれば、認定生産行程管理者は、当該豚肉に生産情報公表 J A S マークを貼付することができます。

（問 1 1）違反が確認された場合、どのような措置がなされるのですか。

（答）

J A S マークは国が定めた品質についての基準（品位、成分、性能その他の品質についての基準や生産方法についての基準）に適合することを認証するものであり、不正な行為がなされないよう、次の措置が定められています。

- ① 違反が疑われる場合、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、登録認定機関又は認定事業者に対して立入検査等を実施し、事実確認を行います。
- ② 認定事業者による格付又は J A S マークの表示が適当でない場合は、改善命令や J A S マークの除去・抹消命令の対象となります。

Ⅲ 生産情報公表豚肉の J A S 規格

(1) (第 2 条関係・生産情報)

(問 1 2) 生産情報公表豚肉の J A S 規格では、どのような内容の情報を公表すればよいのですか。また、生産情報公表豚肉の J A S 規格で定められている生産情報と生産情報公表牛肉の J A S 規格で定められている生産情報との違いはあるのですか。

(答)

生産情報公表豚肉の J A S 規格第 2 条に規定されている、生産情報を公表することになります。

具体的には

- (1) 出生の年月日
 - (2) 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日
 - (3) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
 - (4) とさつの年月日
 - (5) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地
 - (6) 管理者が給餌した飼料の名称
 - (7) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称
- を公表することになります。

これに対し、生産情報公表牛肉の J A S 規格では、上記の(1)～(7)の情報のほか、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により公表が義務付けられる雌雄の別及び牛の種別が生産情報として定められています。

(問 1 3) 生産情報公表豚肉の J A S 規格の生産情報に、雌雄の別及び豚の種別がないのはどうしてですか。

(答)

生産情報公表豚肉の J A S 規格の生産情報について、雌雄の別及び豚の種別の情報を生産情報として定めていないのは、次の理由によるものです。

雌雄の別については、雄豚は成長を早くする、病気にかかりにくくする等のため生後すぐに去勢されること、雌雄の別が牛肉に比べ、豚肉の価格・品質に差がない等のことから、生産情報として定めていません。

豚の品種については、発育がよく多産系とするため品種改良が頻繁に行われており、三元交配、四元交配と複雑化しており、また、豚の品種別で分けても、殆どが「交雑種」、「肉専用種」に分類され、更に品種と品質の相関関係が牛に比べ薄いことから、生産情報として定めていません。

(問 1 4) 生産情報の対象となる飼料とは何ですか。

(答)

生産情報の対象となる飼料は、粗飼料、濃厚飼料、配合飼料、混合飼料及び飼料添加物など「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(昭和 2 8 年法律第 3 5 号) 第 2 条に定める「飼料及び飼料添加物」が該当し、それぞれの名称(商品名)を公表することになります。

なお、給餌した飼料及び飼料添加物はすべて公表する必要があります。

(問 1 5) 生産情報の対象となる動物用医薬品とは何ですか。

(答)

生産情報の対象となる動物用医薬品は、薬事法（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 4 9 条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第 8 3 条の 4 第 1 項又は第 8 3 条の 5 第 1 項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品が該当し、それぞれの名称（商品名）を薬効別分類とともに公表することになります。

具体的には、①ワクチン、麻酔剤等の購入時に診療に基づく獣医師の指示書等が必要な「要指示医薬品」及び②抗生物質、合成抗菌剤等の購入時に診療に基づく獣医師の指示書等が必要で使用時に使用規制基準の遵守が必要な「使用規制対象医薬品」が該当します。

なお、消費者に分かりやすい情報を提供する観点から、動物用医薬品であっても、ビタミン剤、カルシウム剤、ぶどう糖液等の購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品は J A S 規格の生産情報の対象外とし、公表される情報が過度に複雑なものとならないようにしています。

(問 1 6) 動物用医薬品の薬効別分類は何に基づいて定められているのですか。

(答)

動物用医薬品の薬効別分類は、社団法人日本動物用医薬品協会の「家畜共済薬効別薬価基準表」に則して分類しています。

(問 1 7) 生産情報公表豚肉の J A S 規格の対象となる農林物資は何ですか。例えば「内臓」等は対象となるのですか。

(答)

生産情報公表豚肉の J A S 規格の対象となる農林物資は、生産情報公表牛肉の J A S 規格と同様に、と畜場や食肉処理場から搬出される一般的な状態である「枝肉」や「部分肉」、小売段階の商品の状態である「精肉」が対象となり、「内臓」等これら以外の「臓器及び可食部分」については、対象外となります。

(問 1 8) 個体識別番号とは何ですか。

(答)

豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚ごとに定めるものをいいます。

(問 1 9) 豚群識別番号とは何ですか。

(答)

同一の生産情報（出生年月日及び飼養の開始年月日を除く。）を有する群に属さない豚が混入しないよう管理されたものを識別するために必要な番号又は記号であって、生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいいます。

(問 2 0) 豚群識別番号を定めた理由は何ですか。

(答)

生産段階で識別管理を行う場合の識別番号は、牛では個体識別番号により管理が行われますが、豚では個体識別番号又は豚群識別番号による管理が可能となっています。

生産情報公表豚肉の J A S 規格で個体識別番号に加えて豚群識別番号による識別管理を規定している理由は、生まれてから複数の生産者を経て飼養され、個体管理が行われてい

る牛の場合と異なり、豚は、生まれてからと畜されるまで同一の農場で飼養される一貫経営が多いこと、母豚一頭から同時に複数の子豚が生まれるため群単位で飼育管理が行われており、飼料の給与や衛生管理（予防、治療等）についても、豚房ごとに実施し、個体ごとに管理する必要があるのは特別な治療を行った場合に限られること等から、豚群で識別管理を行い生産情報を記録・保管・公表しても制度の趣旨を十分に発揮できるからです。

(2) (第3条関係・記録、保管及び公表)

(問21) 生産情報は誰が記録・保管・公表するのですか。

(答)

生産情報の記録・保管・公表は認定生産行程管理者が責任をもって行うこととなります。

なお、小分けの過程において生産情報公表豚肉がいずれの豚（豚群を含む。）から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者の豚肉を荷口化し、荷口番号を付与した場合は、荷口化した小分け業者が荷口番号を記録・保管・公表することとなります。

ただし、この場合であっても、認定生産行程管理者は荷口に含まれる個々の豚についての生産情報を記録・保管するとともに、荷口に含まれる個々の豚ごとの生産情報を公表していなければなりません。

(問22) 生産情報の記録方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の記録方法については、様式は定められていませんが、生産情報が豚の個体識別番号又は豚群識別番号ごとに記録されているとともに、生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。

具体的には、次のような例が考えられます。（規格上生産情報として記録が義務付けられている事項に網掛けしています。）

・豚の個体識別情報（個体識別番号又は豚群識別番号）

出生年月日	○年○月○日
管理者の氏名又は名称 管理者の住所 管理者の連絡先 管理の開始年月日	農林太郎又は○○牧場 ○県○市○町○○番地 登録電話番号 ○年○月○日
飼養施設の所在地 飼養の開始年月日	○県○市○町○○番地 ○年○月○日
とさつ年月日	○年○月○日
と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びにと畜場の名称及び所在地	○○食肉卸売市場 電話番号 ○○市と畜場 ○県○市○町○○番地

・給餌情報（個体識別番号又は豚群識別番号）

区 分	飼 料 の 名 称	ほ乳期 ～30kg	育成期 30kg超～70kg	肥育期 70kg超
配合飼料	人工乳 ○○○○ ○○印○○用配合飼料 ○○印○○用配合飼料	○	○	○
その他	トウモロコシ 大豆油かす 魚粉 おから		○	○ ○ ○ ○

（注）配合飼料の種類については、飼料の名称を記入すること。

・治療履歴情報（個体識別番号又は豚群識別番号）

治療年月日	病 状	使用した動物用医薬品
○年○月○日	トキソプラズマ病 (食欲不振、発熱)	サルファ剤 (サルトキシン末)
○年○月○日	肺 炎 (発熱、発咳、食欲不振)	抗生物質製剤 (アンキシン可溶散)

(問 2 3) 生産情報の記録の保管方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の記録の保管方法は、特に定められていません。このため、紙や電子媒体等による保管が可能です。生産情報の記録は豚のとさつの日から3年以上保管することとなっていますので、記録を紛失しないように適切に管理する必要があります。

なお、記録を紛失した場合、公表されている生産情報が当該生産情報公表豚肉に係る生産情報であることが明らかでなくなります。このことは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「JAS法施行規則」という。）第72条に定める「公表されている生産情報が当該生産情報公表豚肉に係る生産情報であることが明らかでなくなる。」に該当することから、JAS法第19条の12の規定により当該豚肉を所有する販売業者が、JASマークの除去・抹消を行う必要があります。

(問 2 4) 生産情報の公表方法は決められているのですか。

(答)

生産情報の公表方法は、ファックス、ホームページ等消費者が生産情報を入手することが可能な方法であれば、その方法は問いません。

ただし、問い合わせによる電話対応など、口頭による生産情報の伝達は認められません。

(問 2 5) 生産情報公表豚肉の出生の年月日の公表はどのようになるのですか。

(答)

出生の年月日の公表については、生産行程管理者が豚ごとに個体識別番号で管理する場合には、「〇年〇月〇日」と年月日を、複数の出生の年月日の豚を豚群識別番号で管理する場合には、「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日」と期間を公表することになります。

(問 2 6) 生産情報として公表しなくてもよい情報を公表してもよいのですか。またその内容について問われた場合、答える必要はあるのですか。

(答)

生産情報公表豚肉のJAS規格で定められている生産情報以外の情報を事実即して公表することは可能です。

また、生産情報公表豚肉のJAS規格で定められている生産情報も含めて公表することとされている情報については、事業者の当然の責務として消費者等からの問い合わせに対し応答する必要があると考えます。

(問 2 7) 飼料の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(答)

生産情報の記録方法について、様式は定められていませんが、豚の個体又は一豚群ごとに情報を記録するとともに生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。(問22を参照)

また、JAS規格において公表すべきとされているのは、給餌した飼料の名称であり、具体的には、「〇〇印〇〇用配合飼料 商品名」と記載して公表することとなります。

なお、配合飼料等の原材料については、公表すべき生産情報に該当しませんが、消費者等からの問い合わせに答えるため台帳等には記録する必要があります。

(問 28) 食品残さを給餌した場合、どのように公表すればよいのですか。

(答)

食品残さについては、食品工場の製造過程で出てくる残さと店頭や食卓に出された後の食べ残しなどの残さ(調理過程などで出てくる残さ、廃掃法の事業系一般廃棄物を含む。)とを区別して、前者は菓子くず、ビールかすなど具体的な名称で、後者は残飯として公表します。

また、加工場で混合加工され上記のように区分することができない場合は、加工場から納品される際に示されている名称(具体的には、乾燥食品残さ、発酵食品残さ、発酵液状食品残さ等)を公表します。乾燥食品残さなどの名称で公表する場合、生産情報公表 J A S 規格ではすべての原材料名を公表することが規格の趣旨から望ましいので、名称の他にその原材料の内容を具体的に公表することが消費者のニーズに合致した公表の方法であると考えています。

なお、付加情報として公表しない場合でも、消費者等からの問い合わせに答えられるよう台帳等に記録する必要があります。

(問 29) 自家配合飼料は、どのように公表すればよいのですか。

(答)

生産情報公表 J A S 規格では、生産情報を事実即して公表することが求められていますので、自家配合飼料についても、すべての原材料名を公表することが必要となります。

具体的には、単味原料や飼料添加物を自家配合して給与している場合は、すべての原材料名を公表することになります。

(問 30) 動物用医薬品の生産情報はどのように記録し、公表するのですか。

(答)

生産情報の記録方法については、様式は定められていませんが、豚の個体又は一豚群ごとに情報を記録するとともに、生産情報として公表している内容と記録している内容を第三者が容易に比較対照できる方法で整理しておく必要があります。(問 22 を参照)

また、J A S 規格において公表すべきとされているのは、使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称であり、具体的には、「合成抗菌剤(商品名)」と記載して公表します。

(問 31) 動物用医薬品の薬効別分類は、どのように記録、公表するのですか。

(答)

動物用医薬品の薬効別分類は、生産情報公表豚肉の J A S 規格第 2 条第 2 項に定める分類に従って記録、公表することになります。

また、薬効別分類における次の分類を公表する場合の記載については、次のとおり省略して記載することも可能です。ただし、省略して記載する場合には、その正式名称がわかるように欄外に明記してください。

- ① (9) : (6) から (8) までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤 ⇒ 循環器官系用剤等
- ② (18) : (13) から (17) までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤 ⇒ 寄生性皮膚疾患用剤
- ③ (21) : (19) 及び (20) に掲げる薬剤以外の生物学的製剤 ⇒ 生物学的製剤
- ④ (22) : (1) から (21) までに掲げる薬剤以外のその他の薬剤 ⇒ その他

なお、薬効別分類が定められていない動物用医薬品を使用した場合、「その他」として記載することとなりますが、消費者等から「その他」とした動物用医薬品の使用目的等の問い合わせに対し生産行程管理者は、応答する必要があると考えます。

さらに、使用目的を生産情報の補足情報として記載することも可能です。(問6参照)

(問32) 購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品は記録、公表する必要があるのですか。

(答)

生産情報公表豚肉のJAS規格では、購入時及び使用時に規制のない動物用医薬品について、公表すべき生産情報に該当しませんが、消費者等からの問い合わせに答えるため台帳等には記録されていることが望ましいと考えます。

(問33) 生産情報公表JASマークが付されていない豚肉も、給餌情報や使用した動物用医薬品の情報を公表することはできるのですか。

(答)

生産情報公表JASマークが付されていない豚肉についても、各々の事業者が独自に給餌情報や使用した動物用医薬品の情報を公表することは可能です。

ただし、生産情報公表JASマークが付されていれば、生産情報が全国一律の規格により公表されていることが証明されるので、消費者からの信頼を得やすいものと考えます。

(問34) 生産情報の公表を荷口ごとに公表するとはどういうことですか。

(答)

生産情報公表豚肉のJAS規格では、生産情報を一頭ごとに事実即して公表することも可能となっていますが、流通過程において、複数の豚肉を一括して小売向けのパックにする場合等いずれの豚(豚群を含む)から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合には、同一の認定生産行程管理者内の荷口ごとに単一の番号を付し、その荷口単位で生産情報の公表を行うことを認めています。

(3) (第4条関係・表示)

(問35) 生産情報公表豚肉に表示すべき事項は何ですか。

(答)

生産情報公表豚肉についても、一般の豚肉と同様JAS法及びその他の法令等に定められている表示事項を表示することとなりますが、生産情報公表豚肉では、生産情報公表JASマークが付されるとともに、生産情報公表豚肉のJAS規格に定める事項を表示しなければなりません。具体的には、次の事項を表示しなければなりません。

(1) 名称

平成20年11月の改正で、商品のプライスラベルの表示スペースや商品のデザインなどの関係を考慮し、その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表豚肉」と表示が出来るようになりました。

なお、改正前の名称の表示の方法で記載しても問題はありません。

(2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号

(3) 生産情報の公表の方法

ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を表示します。

IV 生産行程管理者

(1) 生産行程管理者とは

(問36) どのようなものが認定生産行程管理者になれるのですか。

(答)

認定生産行程管理者になれるものについては、農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして、JAS法施行規則第27条により、

- (1) 豚肉の生産業者
 - (2) 豚肉の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）
 - (3) 豚肉の販売業者
- と定められています。

なお、豚肉の生産業者とは、豚肉を生産する業者、すなわち生体豚がと畜されて豚肉になる時点において当該豚肉を所有する業者（＝肥育農家）を指します。したがって、豚そのものは生産するが、豚肉は生産しない子豚繁殖農家、豚肉そのものの所有権を有さず単に処理を行うだけのと畜場は単独で認定を受けることはできず、認定を受ける場合は、上記(2)のように肥育農家を構成員とする法人や人格のない社団又は財団の一員となって、一体的に認定を受ける必要があります。

この(1)から(3)のいずれかに該当する者が、認定生産行程管理者となるためには、登録認定機関に対し認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」（平成16年6月25日付け農林水産省告示第1221号）に適合していることを確認され、認定を受けなければなりません。

(問37) 認定生産行程管理者はどのような業務を行うのですか。

(答)

認定生産行程管理者は、主に、①豚肉の生産行程を管理し、又は把握するものとして、子豚の生産から肥育生産、と畜段階までの生産行程を管理・把握する業務、②生産情報を事実即して公表する業務、及び③生産情報が記録・保管・公表され、JAS規格に適合しているかどうか検査を行い、適合している豚肉にJASマークを貼付する業務（格付及び格付表示の貼付の業務）を行うこととなります。

また、①の業務の一部を外注（委託）することは可能ですが、この場合には、認定生産行程管理者は外注先をきちんと管理して常に生産行程の管理・把握を行っておく必要があります。

なお、③の格付及び格付表示の貼付については、JAS法第18条第1項第2号により、認定生産行程管理者以外の者がJASマークの貼付をすることは禁止されていることから、第三者に外注（委託）することはできません。

(問38) 生産行程管理者の中で、豚肉の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）とは、具体的にどのようなものですか。

(答)

生産情報公表豚肉のJAS規格については、子豚の繁殖農家、肥育農家、と畜場等複数の主体が関与してくるため、生産行程の管理方法についても、

- (1) 例えば、肥育農家が生産行程管理者となり、自ら肥育農家の生産行程を管理し、それ以外の子豚繁殖農家、と畜場等生産行程管理者以外の者に生産行程の管理の一部を委託して子豚繁殖農家からと畜までの生産情報公表豚肉に係る生産行程を管理する場合（この場合、肥育農家自身による J A S マークの貼付が必要）
- (2) 子豚繁殖農家、肥育農家、と畜場等とグループを構成し、一体的認定を受けて生産行程を管理する場合（この場合、と畜場は生産行程管理者の構成員となっており、J A S マークを貼付することが可能）
- といった方法が考えられます。

このうち、J A S 法施行規則第 27 条第 2 号に掲げる「当該農林物資の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）」は、上記の(2)の場合を想定しています。

なお、グループとして生産行程管理者の認定を受ける場合（人格のない社団又は財団に該当する場合）には、当該グループに代表者又は管理人をおくとともに、その構成員が明確になっている必要があります。

（問 39）生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託（外注）することはできるのですか。

（答）

生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者以外の者に委託（外注）することができます。

委託（外注）を行って認定を受ける場合でも、全ての責任は生産行程管理者となることから、生産行程管理者は、委託（外注）先をきちんと管理して常に生産行程の管理又は把握を行う必要があります。

（問 40）認定された生産行程管理者について有効期間はありますか。

（答）

J A S 法では、一度認定を受けると、認定の取消を受けない限り有効です。ただし、登録認定機関が失効した場合は、当該登録認定機関から認定を受けた認定事業者（認定生産行程管理者・認定小分け業者）の認定も自動的に失効するため、新たに別の登録認定機関の認定を受ける必要があります。

（問 41）生産行程管理者が認定を受ける場合、農場にいる全ての豚が J A S 規格の基準に適合しなければ認定されないのですか。

（答）

生産行程管理者の農場にいる全ての豚が J A S 規格に適合する必要はなく、生産情報公表豚肉にしようとする豚について、J A S 規格の基準に従って管理されていれば問題ありません。

(2) 生産行程管理者の技術的認定基準

(問 4 2) 生産段階における識別管理の方法はどのようなものがあるのですか。

(答)

生産情報公表豚肉の J A S 規格において、生産から出荷するまでの生産段階における識別管理の方法は、

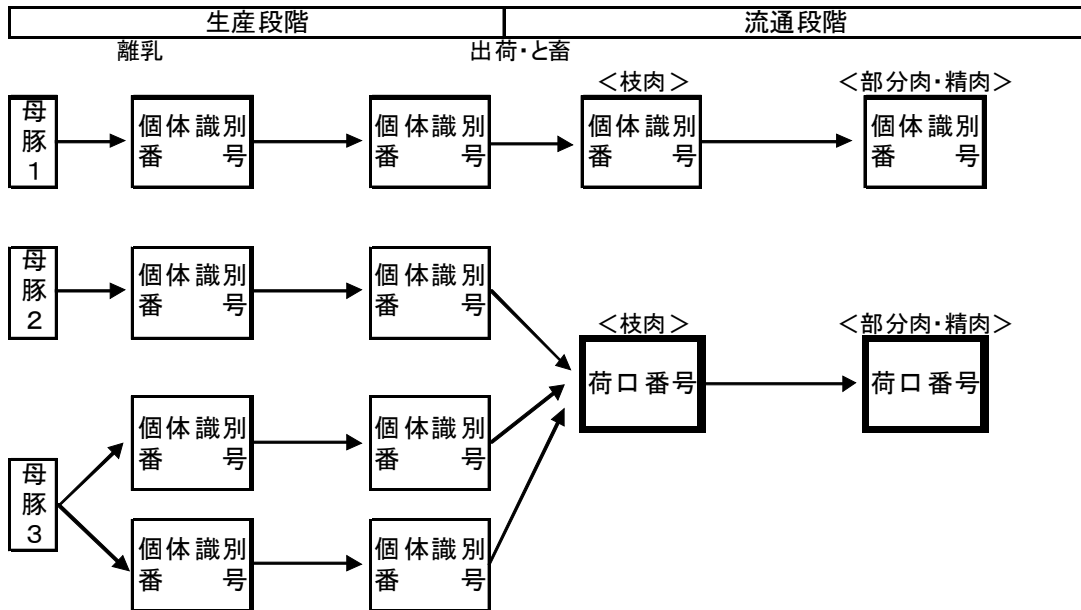
- (1) 豚を個体ごとに個体識別番号を付して管理する方法
 - (2) 同一の生産情報を有する群を形成し、当該群に属さない豚が混入しないように出荷時まで一豚群ごとに豚群識別番号を付して管理する方法
- の 2 通りの方法があります。

上記(2)に示した一豚群ごとに豚群識別番号を付して管理する方法については、次の 2 通りの方法があります。

- ① 母豚からの離乳時に群を形成する方法
- ② 出生から出荷時までの生産管理がマニュアル化され、それぞれの豚を識別する管理方法が出荷時まで適切に実施されている豚にあっては、母豚からの離乳時に群を形成する方法と同様にそれぞれの豚の生産履歴が明確なことから、母豚からの離乳以降・出荷時までに豚群を形成し、豚群識別番号を付す方法も可能

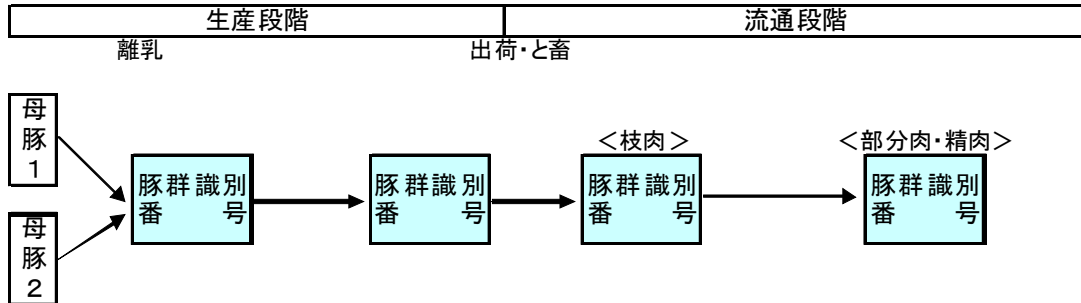
生産情報公表豚肉のJAS規格における生産及び流通段階の管理方法

(1) 出生から出荷時まで個体識別番号を付して管理する場合

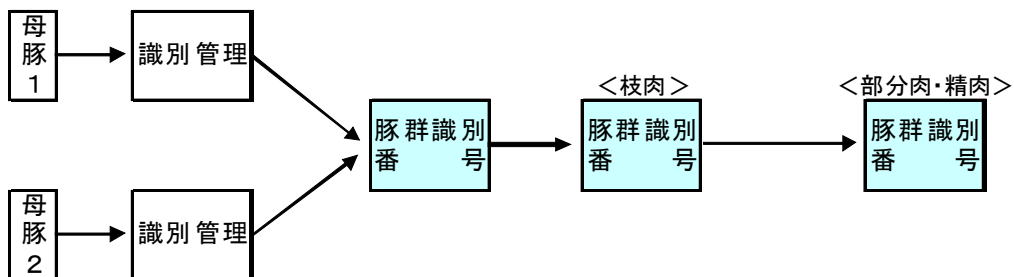


(2) 出荷時までに豚群識別番号を付して管理する場合

① 離乳時から豚群識別番号を付して管理する場合



② 出生から出荷時までの生産管理がマニュアル化され、出荷時までに豚群識別番号を付す場合



<識別管理方法>

- ① 個体識別管理 ② リター管理 ③ 豚房管理

(問 4 3) 問 4 2 の(2)の②で示されている「出生から出荷時までの生産管理がマニュアル化され、それぞれの豚を識別する管理方法」とは、具体的にどのような管理方法をいうのですか。

(答)

出生から出荷時までの生産管理がマニュアル化され、それぞれの豚を識別する具体的な管理方法は、

- (1) 個体識別管理
- (2) リター管理
- (3) 豚房管理

が考えられます。

(問 4 4) 問 4 3 の(1)で示されている個体識別管理とはどのような管理方法をいうのですか。

(答)

「個体識別管理」とは、子豚が離乳するまでに個体ごとに個体識別番号を付して個体管理を行い、個体識別番号ごとに治療履歴情報及び給餌情報を管理し、出荷前までに一豚群として豚群識別番号を付す管理方法をいいます。

(問 4 5) 問 4 3 の(2)で示されているリター管理とはどのような管理方法をいうのですか。

(答)

「リター管理」とは、子豚が離乳するまでに母豚単位で子豚に耳刻を切り、耳刻番号を基に出生年月日を管理し、治療履歴情報及び給餌情報についても耳刻番号を基に管理します。その後、子豚豚房から肥育豚房に移動した場合でも、耳刻番号を基に管理を行い出荷前までに一豚群として豚群識別番号を付す管理方法をいいます。

例えば、子豚豚房で同じ耳刻番号で管理された豚の中に他の豚と異なる治療を受けた豚がいた場合、その子豚豚房から肥育豚房に移動して管理を行い、出荷前に一豚群として豚群識別番号を付した時、同じ耳刻番号の豚が複数の豚群識別番号の中に入っていれば、その耳刻番号を付けた豚を含むすべての豚群識別番号の生産情報は、異なる治療を行ったものとして公表する必要があります。

(問 4 6) 問 4 3 の(3)で示されている豚房管理とはどのような管理方法をいうのですか。

(答)

豚は子豚豚房から育成豚房、肥育豚房と移動していくこととなりますが、「豚房管理」とは、それぞれの段階で豚房ごとに出生の年月日、給餌情報及び治療履歴情報を管理し、出荷までに豚群を形成して、豚群識別番号を付して管理する方法です。豚房管理では、それぞれの段階で生産情報を管理し、管理した情報を的確に移動した豚房に伝達することになります。

このため、一豚房に他と異なる治療をした豚がいた場合、その治療した豚を取り出さない限り、異なる治療をした豚がいる豚房から移動した履歴がある豚房はすべて異なる治療を行ったものとして生産情報を公表する必要があります。

なお、豚房管理においては、子豚豚房から育成豚房、肥育豚房へと移動していくこととなりますが、それぞれの移動に際して、移動してきた豚房にどの豚房から移動してきた豚

なのか把握することが必要です。これは、個々の豚房において生産行程を的確に管理し、次の豚房に伝達することが求められており、いずれの豚房から移動したのかわからない場合には、それぞれの段階における豚房管理の伝達が的確に行われているとはいえませんので、J A S規格で認めている豚房管理の方法とはいえず、J A S規格の対象外となります。

(問47) 牛の場合、耳標により個体管理を行っていますが、豚の場合はどのような方法で個体管理を行えばよいのですか。

(答)

豚の個体識別による管理方法については、耳刻、入墨（にゅうぼく）・耳標・I Cチップ付き耳標等での識別管理が考えられます。

なお、耳標などが出荷時まで、豚から脱落するなどによりその個体の番号が特定できなくなった場合には、生産情報公表豚肉のJ A S規格の対象外となります。

(問48) 出荷時まで豚群を形成し、豚群識別番号を付す場合、「識別管理」を行わなければなりません。途中で「識別管理」の方法を変えることは可能ですか。

(答)

生産情報公表豚肉のJ A S規格では、生産段階では個体識別番号による管理又は豚群を形成し、豚群識別番号を付して管理する方法が定められています。

豚群識別番号による管理については、豚の飼養管理の実態を踏まえ、出生後、リター管理、豚房管理及び個体識別管理により、管理方法がマニュアル化されていることを条件に、出荷時まで豚群を形成して、豚群識別番号を付すことも可能としています。

出荷時まで豚群を形成して豚群識別番号を付す方法は、(問43)に示した3つの管理方法を実施した場合に限りJ A S規格に対応した管理方法となるので、途中で管理方法を変えた場合、J A S規格に対応した管理方法とはいえず、J A S規格の対象外となります。

(問49) 生産行程管理者が外注管理を行っている場合、外注先の子豚繁殖農家等が生産情報を記録する様式は定められているのですか。

(答)

生産行程の管理又は把握の一部を外部に外注している場合、その外注先の事業者が記録する様式は定められていませんが、外注先の事業者は、例えば、問22に示すような様式で生産行程管理者が生産情報の記録を行うのに必要な情報を生産行程管理者に確実に伝達できるよう記録する必要があります。

(問50) 生産行程管理者の構成員以外の者に生産行程の管理又は把握を委託（外注）している場合、生産行程の管理又は把握を委託（外注）された子豚繁殖農家等はその生産情報の記録を保管しなければならないのですか。また、生産行程管理者も保管する必要があるのですか。

(答)

生産情報の保管の責任を有するのは、生産行程管理者自身です。

したがって、生産行程管理者は、生産行程の管理又は把握の委託を受けた者から生産情報の記録を送ってもらい、これを保管する必要があります。

また、①生産行程管理者が記録内容の確認を行うため、又は②登録認定機関の定期調査等において生産情報が正確であるかの証明を行うために、委託を受けた各々の生産農家等

においても記録を保有することが望ましいと考えられます。

(問5 1) 生産情報の記録の保管の起算はいつからですか。

(答)

生産情報の記録の保管は、「生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」により、生産情報公表豚肉の対象となる豚がとさつされた日から3年以上保管することとなっています。

(問5 2) 生産行程の管理又は把握の一部を生産行程管理者の構成員以外の者（子豚繁殖農家等）に委託（外注）している場合、子豚繁殖農家の生産情報はどのように生産行程管理者に伝達するのですか。

(答)

生産行程管理者は、子豚の出生からと畜までの生産情報を記録・保管・公表することが必要となっていますので、例えば子豚繁殖農家に生産情報の管理を委託（外注）している場合、生産情報の伝達だけでなく、その根拠書類も併せて伝達してもらい、根拠書類と伝達された生産情報が照合できるようにしておく必要があります。

(問5 3) 生産行程管理者はどのような担当者を置くのですか。

(答)

生産行程管理者は、生産行程管理者の構成員の中から、

- (1) 生産行程の管理又は把握する者として、生産行程管理担当者
- (2) 生産情報の公表を担当する者
- (3) JAS規格に適合しているか検査を行い、JASマークを貼付する格付担当者を置くことが必要です。

生産行程管理担当者及び格付担当者については、「生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」に資格要件及び人数が定められています。

(問5 4) 生産情報の公表は委託してもよいのですか。

(答)

生産行程管理者は生産情報公表豚肉についての生産情報を記録・保管・公表することとなっており、生産行程管理者は、生産情報の公表を担当する者（生産行程管理者の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者）に、生産情報を、規定された期間公表させる必要があります。

生産行程管理者が、生産情報の公表にあたって、販売先の小分け業者にインターネットによる公表を委託して行うなど、外部の事業者が生産情報の公表を委託することは可能です。

この場合、外部の事業者はあくまで情報の提供を行う「ツール」としての存在にすぎず、生産情報の公表の責任は生産行程管理者に帰属します。

すなわち、生産行程管理者は、正しい生産情報が公表されているか常に確認する責任があり、公表されていた生産情報が委託された者の間違い等に起因するものであっても、情報が不正確であることを見逃した生産行程管理者が責任を負うことになります。

(問5 5) 生産情報はいつからいつまで公表するのですか。

(答)

生産情報の公表は、「生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準」

により、生産情報公表豚肉の対象となる豚がとさつされた日から3年以上公表することとなっています。

ただし、とさつの日にJASの格付を行わない場合は、JAS格付を行う前までに公表し、その日から3年以上公表する必要があります。

また、個体識別番号又は豚群識別番号に対応する生産情報公表豚肉のすべてが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、その生産情報公表豚肉に係る生産情報の公表を取りやめることができます。

(問56) 生産情報公表豚肉の格付、JASマークの貼付は誰が行うのですか。

(答)

JAS法第18条第1項第2号は、生産行程管理者以外の者が農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すことを禁止していることから、生産情報公表豚肉についても、生産行程管理者自身が格付を行い、JASマークを貼付しなければなりません。生産行程管理者又はその構成員以外の者に委託して格付を行わせたり、JASマークを貼付させることはできません。

例えば、養豚農家が生産行程管理者であって、と畜場に生産行程の管理又は把握を委託している場合、と畜場は生産行程管理者の構成員ではないので、と畜場がJASマークの貼付を行うことはできず、生産行程管理者である養豚農家自身が、JASマークを貼付する必要があります。

なお、例えば、養豚農家とと畜場がグループを構成し、一体的に生産行程管理者の認定を受ければ、と畜場は生産行程管理者の構成員となるので、JASマークの貼付を行うことは可能です。

V 小分け業者

(1) 小分け業者とは

(問57) どのようなものが認定小分け業者になれるのですか。

(答)

JAS法第15条に定められている農林物資の小分けを業とする者であり、具体的には、食肉加工業者、スーパー、精肉店等が該当します。

認定小分け業者になるためには、登録認定機関に対して認定申請を行い、当該登録認定機関により、農林水産省告示で定める「生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準」(平成16年6月25日付け農林水産省告示第1222号)に適合していることが確認され、認定を受けなければなりません。

(問58) 認定小分け業者はどのような業務を行うのですか。

(答)

認定小分け業者は、生産情報公表豚肉のJAS規格に適合したJASマークの付してある豚肉を小分けする場合(例えば、枝肉から部分肉又は部分肉からパック肉に小分けする場合)に、小分け前の豚肉に付してあるJASマークと同じJASマークを小分け後の豚肉に新たに貼付する業務を行います。

小分け前にJASマークの付してある豚肉について、小分け後の豚肉に小分け前に付してあるJASマークと同一のJASマークを付すことができるのは、認定小分け業者だけであり、それ以外の者がこのようなJASマークの貼り替えをすることはできません。

(問59) 生産情報公表豚肉の認定小分け業者は、生産情報公表牛肉の小分け業務もできるのですか。

(答)

小分け業者の認定は、農林物資の種類ごとに行われることから、生産情報公表豚肉だけの認定を受けた小分け業者が、認定を受けていない生産情報公表牛肉の小分け業務(JASマークの貼り替え)を行うことはできません。

生産情報公表牛肉の小分け業務を行うには、改めて生産情報公表牛肉の小分け業者の認定を受けなければなりません。

(問60) 小分け業者の認定は、店舗ごとに受ける必要がありますか。

(答)

小分け業者の認定は、JAS法第15条第1項に基づき、小分け業務(JASマークの貼り替え)を行う事業所(具体的には、店舗)ごとに受けなければなりません。

(問61) スーパーマーケットのバックヤードで小分けをする場合、認定小分け業者になることが必要ですか。

(答)

(1) JASマークが付されている生産情報公表豚肉について、スーパーマーケットのバックヤードで小分けを行い、小分けした商品に新たに生産情報公表JASマークを付す場合には、小分け業者の認定を受ける必要があります。

(2) しかしながらJASマークが付された生産情報公表豚肉について、小分け行為を行わずにそのままの状態により販売する場合や、小分けは行うが、新たにJASマークを付

さず販売する場合は、小分け業者の認定を受ける必要はありません。

(問 6 2) 生産情報公表豚肉の J A S マークが付された豚肉を部分肉にする等の加工は行わず製品を卸すだけの流通業者又は J A S マークが付してあるパックされた生産情報公表豚肉を仕入れて店頭販売する小売販売業者は、小分け業者の認定が必要なのですか。

(答)

単に J A S マークが付された生産情報公表豚肉を仕入れて、それを小分けせず販売する(卸す)場合は、J A S マークを新たに貼付する行為がありませんので、小分け業者の認定を受ける必要はありません。

(問 6 3) 認定生産行程管理者である食肉加工場が自らスライスしたパック肉に J A S マークを貼付して販売する場合、小分け業者の認定も取る必要があるのですか。

(答)

小分け業者として認定が必要なのは、小分けに伴って J A S マークを貼り替える必要がある場合に限られます。

本件のように食肉加工場が認定生産行程管理者となって J A S 規格に適合しているかどうか検査を行い、最終製品であるパック肉に J A S マークを貼付すれば、J A S マークの貼り替えの過程がありませんので、小分け業者の認定を取る必要はありません。

(問 6 4) 一つの登録認定機関から認定を受けた小分け業者が、別の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者から仕入れた生産情報公表豚肉を取り扱う場合、その登録認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要があるのですか。

(答)

他の登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者又は小分け業者からの生産情報公表豚肉を取り扱う場合であっても、その認定機関から改めて小分け業者の認定を受ける必要はありません。

(2) 小分け業者の技術的認定基準

(問 6 5) 小分け業者はどのような担当者を置かなければならないのですか。

(答)

小分け業者は、

- (1) 小分け業務を行う者として、小分け担当者
- (2) 小分け業者が荷口番号を付与した場合に生産情報を公表する者として、生産情報の公表を担当する者
- (3) 小分け前に J A S マークが付してある豚肉を小分けして、小分け後の豚肉に J A S マークを貼付する格付表示担当者を置くことが必要です。

また、これらの担当者は、実際に小分けを行う又は公表を行うそれぞれの事業所に配置されていなければなりません。

小分け担当者及び格付表示担当者については、「生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準」に資格要件及び人数が定められています。

(問 6 6) 小分け業者は生産情報を公表しなければならないのですか。

(答)

小分け業者は、小分けの過程において生産情報公表豚肉がいずれの豚（豚群を含む。）から得られたものであるかを識別することが困難になる場合には、同一の認定生産行程管理者の当該生産情報公表豚肉に荷口番号を付与することとなります。

この場合、小分け業者が責任をもって、荷口番号に対応する生産情報公表豚肉の生産情報を荷口番号ごとに整理し、その生産情報を記録・保管・公表する必要があります。

VI その他

(問 6 7) J A S マークの除去を所有者が行うのは、どのような場合ですか。

(答)

生産情報公表豚肉の J A S 規格に適合した豚肉に J A S マークを付した後、J A S 法施行規則第 7 2 条に定める次の事項に該当する場合は、所有者が J A S マークを除去・抹消を行う必要があります。

- (1) 生産情報の公表が取りやめられること
- (2) 公表されている生産情報が当該生産情報公表豚肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること
- (3) 公表されている生産情報が事実と反していること
- (4) 生産情報公表豚肉以外の農林物資と混合すること

(1) から (4) に該当する事例として以下のようなものがあります。

- ① 生産情報の公表期間内にもかかわらず、生産行程管理者が当該生産情報の公表を取りやめていた。
- ② 生産情報を公表中にもかかわらず、生産行程管理者が当該生産情報の記録を紛失、廃棄していた。
- ③ J A S マークを付して出荷した豚肉の給餌した飼料の名称が、実際に与えた飼料の名称と異なる事実が判明した。
- ④ 生産情報公表豚肉の認定の対象でない豚肉と認定された豚肉を混合し、その豚肉に J A S マークを付して販売した。

(問 6 8) 外食店において、生産情報公表豚肉の J A S 規格に合格した豚肉 (J A S マークが貼付された豚肉) を使用している旨を、表示することは可能ですか。

(答)

外食店において、生産情報公表豚肉の豚肉を仕入れて調理した場合、その内容 (生産情報) が事実と即して正しいものであれば、メニュー等に生産情報公表豚肉を使用している豚肉である旨を表示することは可能です。

ただし、表示する場合、どの豚肉が「生産情報公表豚肉」の豚肉であるか特定し、消費者へ誤認させることなく、表示内容を正しく伝える必要があります。